

令和元年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 令和元年9月17日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君	第4番	清水 明君
第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君	第7番	宮野 亨君
第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君	第10番	村木 征一君
第12番	須崎 眞君				

《傍聴議員》

第1番 木村 圭君（議会選出監査委員）、第11番 師岡 伸公君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第3回奥多摩町議会定例会
決算特別委員会議事日程〔第1日〕

令和元年9月17日(火)
午前10時00分 開会・開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開会・開議宣告	—
2	—	会期の決定について	決定
3	—	町長あいさつ	—
4	認定第1号	平成30年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	
5	認定第2号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
6	認定第3号	平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
7	認定第4号	平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
8	認定第5号	平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
9	認定第6号	平成30年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
10	認定第7号	平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
11	認定第8号	平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	

(午後1時15分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○委員長（澤本 幹男君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本委員会の会期については、去る 9 月 10 日の本会議第 1 日で決定のとおり、本日及び 9 月 18 日の 2 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、本委員会の会期は、本日及び 9 月 18 日の 2 日間とすることに決定しました。

委員会条例並びに会議規則の規定に基づき、合理的かつ能率的な審査ができますよう、委員並びに説明者各位のご協力をお願いします。

なお、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、本委員会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 皆さん、おはようございます。

今日から平成 30 年度の一般会計を始めとする各会計 8 会計の決算審査をお願いすることになっております。議会におきましては、特別委員会を設置し、2 日間にわたってご審査をいただくものでございます。

決算の意義等々は、数回にわたってお話をしておりますので、ご理解をいただいておりますけれども、今回の決算も各会計ともそうでございますけれども、今、町が一番の重要課題としては少子高齢化の問題でございます。少子高齢化問題を継続して実施することによって、消滅自治体であるというセンセーショナルな報道がありましたけれども、そういうものを脱却するというので、数年間にわたって一貫してそれを進めてまいりました。何回かご説明したように、今年度は小学生、中学生等々含めた若者定住対策が若干芽を出してきたのかなというふうに私は感じているところでございます。

そういう点では、今後ともそれを継続することによって、従来からお話ししておりますように、地域コミュニティの活性化、あるいは安全・安心を守るための若者の消防団の加入、あるいは活動等通じて安全で安心して高齢者の皆さんがこの町に住み続けてほしい、そういう願いをこめて実行しているのが各予算でございます。

特に、財源問題は非常に大切でございまして、最少の経費で最大の効果を上げるという

のが私たちに課せられた大きな命題でございます。そういう点では、単年度では成就できない部分について、計画的に、着実にやってきた結果が少しずつ見えてきたのかなという気がいたしております。そういう点を踏まえながら、十分にご審査をいただき、また、ご意見等をいただき、ご指導賜りたいと思います。

この決算審査の大きな目的というのは、審査をしていただき、それを翌年以降、あるいは計画的な年度に沿った予算化をし、着実にそれを実行するというのが大きな目的でございます。地方自治法でもありますけれども、繰り返して申し上げますけれども、最少の経費で最大の効果を上げるというのが私たち理事者に課せられた大きな命題でございます。そういうことを踏まえながら、皆様方のご審査でいろんなご意見を頂戴するよう、お願いを申し上げたいと思います。

最後でございますけれども、今、台風 15 号による災害の問題が千葉県等々で、停電の問題を含めていろいろ報道されております。この問題にちょっとご報告をさせていただきたいと思います。

もうご案内のように、千葉県においては市町村を始め、県全体がまだ完全に停電が復旧をしておりません。そういう意味では、昨日でございますけれども、国においては、東京都、あるいは東京都の市町村に対して千葉県の各市町村の支援をしてほしいという要請が東京都町村会を通じて参っております。昨日の今日ですから、東京都町村会としては、すぐに対応できませんけれども、既に今日から東京都は四十数人の職員を千葉県に派遣するという状況でございます。それ以降、東京都の市町村に対しても千葉県の市町村に対する応援体制をとってほしい、その準備をしてほしいという連絡が昨日入ってまいりました。

それはそれとして、今後、東京都町村会の中で対応してまいりたいと思っておりますけれども、もう一つは、東京都町村会の中で同じ仲間である 9 町村の状況でございます。今、いろいろ調査を事務局でしておりますけれども、9 町村の島の状況というのは、なかなか報道されておられませんけれども、非常に今の状況では悲惨な状況であるという認識だけは持たなければいけないのかなというふうに思います。

先日の読売新聞で大島町の報道がされましたけれども、それ以外の町村も同じ状況が起きているというのは事実でございます。そういう点で、今、調査を進めております。1 つの例でございますけれども、新島村人口 2,673 人、世帯数が 1,362 世帯でございますけれども、現在まで入ってきている状況では、約 200 世帯の家屋がひどい状況であると。これは、世帯数での率で申し上げますと、14.6%の方々が今後の復旧をどうしていこうかという状況であるという報告も受けております。

したがいまして、東京都には 13 の町村がありますけれども、島がそういう状況でございますので、4つの西多摩郡町村会として、今後、島の支援をどうしていこうかということは今、私の頭では考えております。4町村しかございませんから、人員の応援、あるいは罹災証明の問題等々含めて、今後、西多摩郡の町村として島の支援を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

そういう点では、町の職員の派遣、あるいは予算が伴うものが若干出てこようかと思えますけれども、そういう問題につきましては、速やかに実施をしたいと思っておりますので、議員皆様方の後ほどの報告でご理解をいただければ幸いですというふうに思います。

いずれにいたしましても、台風 15 号の被害というのは、思ったより深刻でありまして、神戸の地震がありましたけれども、ある意味では、それに匹敵するような災害であったのではないかなど。特に、島においては強風という 50 メートル以上の強風が吹いて、そういう問題に対処し切れなかった。あるいは報道機関等も内陸部でありませんので、なかなかそういうところへ行って現地を確認をして報道されてないという実態がございますので、できるだけ西多摩郡町村会としては、そういう意味を持って、今お話ししたような対応をこれから図ってまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういう状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

決算特別審査に当たりましては、先ほど申しましたような原則で、我々は皆様方の審査の結果を丁寧に、あるいはまた慎重に受けながら、今後の行財政運営につなげていきたい。重ねて申し上げますけれども、最少の経費で最大の効果を上げるため、皆様方のご意見を頂戴し、審査を承りたいと思っておりますので、慎重なるご審査をお願い申し上げまして、冒頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（澤本 幹男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審査に入ります。

議題については、去る 9 月 10 日開会の第 3 回定例会第 1 日に審査が付託された、日程第 4 認定第 1 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5 認定第 2 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6 認定第 3 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7 認定第 4 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8 認定第 5 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 認定第 6 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10 認定第

7号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11認定第8号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件であります。

総括的な説明は本会議において付託前に行われていますが、本日は、認定第1号から認定第8号までの主な内容の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、認定第1号から認定第8号までの一般会計を始めとする全8会計の平成30年度決算についてご説明申し上げます。

本件につきましては、去る9月10日、本会議上程に際しまして、会計管理者より総括的にご説明申し上げておりますので、各会計の決算内容について簡潔にご説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号 平成30年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、国の平成30年度一般会計予算は97兆7,128億円で、前年度より2,581億円の増額となりました。また、新規の国債発行額は、前年度に比較して6,776億円減の33兆7,000億円と引き続き縮減し、公債依存度は約34.5%になっております。

次に、東京都の平成30年度一般会計予算は、前年度に比較して1.3%増の7兆460億円で、2年ぶりの増額予算となりました。都税収入においては前年度比2.8%増の5兆2,332億円と、一般会計の総額と同様に2年ぶりの増額となりました。

東京都の歳出においては、将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功と、その先の未来に向けて都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算と位置づけ、ダイバーシティ、スマートシティ、セーフシティの実現、新しい東京の創出を目指した東京の持つ無限の可能性を引き出す取り組みの積極的な推進、将来にも増して創意工夫を凝らした、より一層の無駄の排除を徹底するなどしたワイズスペンディングで都民ファーストの視点に立った取り組みの推進、東京2020大会の開催準備にかかる取り組みを着実かつ効果的に推進することを基本に予算が編成をされました。

次に、町の平成30年度一般会計予算につきましては、過疎化による少子高齢化が進行し、住民の高齢化率は49%に達し、自主財源である町税は、平成19年度以降11年連続して減少しており、国からの地方交付税、東京都からの市町村総合交付金に支えられ、一般会計では前年度に比較して9,000万円増の62億9,000万円と5年連続で60億円を超える規模の予算となりました。

また、特別会計の下水道事業会計は、下水道整備事業に係る起債の本格的な償還が始まり、前年度に比較して6,800万円増の5億7,900万円となりました。下水道事業の起債の償還は令和2年度にピークを迎え、令和5年度まで3億円台の元利償還を行ってまいります。

一般会計、特別会計、企業会計の8会計の合計では、前年度に比較して0.2%減の94億4,399万円となりました。

現在、町における最重要課題は、高齢化する住民皆さんの安全・安心の確保であり、そのための最重要事業が若者の定住対策であります。若者の定住は、高齢者世帯の見守り、消防団員の確保、地域行事の継承、そして、地域コミュニティの活性化など、住民生活にとって欠くことのできない重要なものであります。このため、平成30年度も引き続き住民皆さんの安全・安心の確保を図るため、台風や大雪の際には迅速に、そして、適切に行動するなど、危機管理能力を高め、また、行財政運営に関しましては、費用対効果を念頭に置きながら、限られた財源をより一層重点的、効率的に配分をするなど、職員一人ひとりが行財政改革の必要性を認識し、一丸となって取り組んでまいりました。その結果、当初で予算化した事務事業が執行できたものと考えております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政健全化について監査委員に審査をお願いし、今議会初日に報告させていただいたとおりでございますが、財政状況を判断するための財政指標、一般会計等の実質赤字比率、一般会計、特別会計、企業会計を含めた連結実質赤字比率、公債費の元利償還金の水準の指標である実質公債費比率、起債等の償還に伴う将来負担比率、公営企業等の資金不足比率等につきましては、いずれも早期健全化基準以下でありました。

また、従来からの主要な財政分析の指標であります財政の構造の弾力性をあらかず經常収支比率につきましては76.9%と、前年に引き続き良好な数字となりました。また、公債費負担比率につきましては5.9%、全8会計の実質公債比率の3カ年平均は5.6%で、いずれも良好な数値となっております。

このように、いずれの財政指標も現時点で良好な数値となっておりますが、今後も人口減少や住民の高齢化により、年々町税の落ち込み等が予測される中、また、下水道事業における起債の償還が令和2年度にピークを迎える中、自主財源が少なく、歳入の多くを国や東京都に依存している当町にあっては、引き続きさらなる行財政改革に取り組み、財政の健全化を図り、身の丈に合った財政運営に取り組んでまいります。

また、歳入歳出決算額、歳入歳出の増減額、性質別分析等につきましては、提案説明及

び代表監査委員から報告がありましたので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、各所管の事務事業の主要な施策及びその成果につきましては、平成 30 年度事務報告書に詳細に記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、認定第 1 号の説明を終わります。

次に、認定第 2 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましては、引き続き東京都の指定管理者として東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。この施設は、平成 5 年 7 月から専門指導員、森林インストラクターを配置し、日常的に造林や下刈り、枝打ち、間伐等の各種森林作業や山村の生活体験、自然観察等を年間を通して体験でき、宿泊や研修もできる施設として東京都の設置した施設であります。

平成 30 年度の利用者は宿泊者数 1,468 名で、前年度比 136 名の増、日帰り利用者は 7,099 名で、前年度比 1,627 名の増、延べ利用者数は 8,567 名で、前年度比 1,763 名の増となりました。

今後も森林教育、自然教育の場として P R していくとともに、さらなる利用者の拡大に努力をしていきたいと考えております。

以上で、認定第 2 号の説明を終わります。

次に、認定第 3 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましても東京都の指定管理者として、東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。この施設は、平成 2 年度より順次オープンし、平成 6 年度に全面オープンした施設で、奥多摩の豊かな自然に親しんでもらうため、ビジターセンター、散策路、広場、駐車場、キャンプ場、キャンプ場サービスセンター、ケビン 10 棟、クラフトセンター等の施設整備が図られております。

平成 30 年度の入園者数は 6 万 5,170 名で、前年度比 1,463 名の増となりました。山のふるさと村につきましても都民の森と同様に、町に訪れる観光客の増加に伴い、集客数が増加をいたしました。

今後も自然への理解を深め、都民の貴重な自然の保護と回復を図るための P R を行い、来園者の拡大に努力していきたいと考えております。

以上で、認定第 3 号の説明を終わります。

次に、認定第 4 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてご説明申し上げます。

国民健康保険は、平成 30 年度から運営主体がこれまでの市町村単位から都道府県単位に移行になりました。当町における国民健康保険事業の平均被保険者数は 1,465 名で、前年度に比較して 5.0%減少しましたが、年間の保険給付費は 4.3%の減少で、被保険者の減少とほぼ並行でありました。また、1 人当たりの医療費は、前年度に比較してほぼ同額の 42 万 2,982 円で、都内の区市町村の中でも上位に位置している一方で、1 人当たりの保険税額は 7 万 3,267 円と都内区市町村の中でも低くなっております。この要因は、所得の低い高齢者が多く加入していること、また、医療機関への受診回数が増加したためであります。

本特別会計につきましては、国庫支出金、被保険者の保険税で運営することが原則であります。引き続き一般会計からの繰り入れを行わなければ運営ができない状況にありますが、引き続き安定した事業運営を行うため、適切な課税、徴収による収入の確保を図るとともに、特定健診などの受診率を向上させることで疾病予防を図り、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第 4 号の説明を終わります。

次に、認定第 5 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度として老人保健制度にかわり、平成 20 年 4 月に創設をされました。

被保険者は、原則 75 歳以上の方で、個人単位で被保険者となり、平成 30 年 4 月 1 日現在 1,340 名で、前年度比 27 名の増となっております。

保険の運営は、患者の原則 1 割の自己負担を除き、公費約 5 割、現役世代からの支援約 4 割、被保険者の保険料約 1 割で行われ、保険料は被保険者の収入に応じて負担する応能部分と、被保険者全員が均等に負担する応益分で構成され、公平に負担することになっております。

また、低所得者に対する軽減として、均等割を当初 7 割軽減としていたものを、8.5 割軽減への拡充を制度化し、現在ではさらに 9 割軽減を実施しております。

以上で、認定第 5 号の説明を終わります。

次に、認定第 6 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計は、第7期事業計画に基づく3年間の事業運営期間の初年度となり、65歳以上の第1号被保険者数は2,252名で、前年度比15名の減となりました。また、保険給付費は、施設サービス費等の増加により、前年度に比較して11.3%増の7億8,132万2,000円となりました。

低所得者の利用者負担軽減制度につきましては、平成18年度から町の独自事業として、居宅における介護予防サービス、配食サービス、介護保険地域支援事業利用者に対して利用者負担の一部の助成及び認知症高齢者グループホームの食費、居住費の利用者負担助成に加え、平成21年度からは人工透析時の保険外院内介助利用者負担の一部助成、平成23年度からはケアハウス生活費、管理費、利用者負担の一部助成を行っております。

認定審査会は、年間を通して毎月2回開催し、496件の認定を行いました。

保険料につきましては、従前、3と4に特別段階を設け、9段階としていたものを、平成27年度からはこれを廃止して11段階に改め、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階数及び保険料率となっております。被保険者を所得段階別に見ますと、第1段階から第4段階の合計が46.2%、第5段階から第8段階の合計は49.0%、第9段階から第11段階の合計は4.8%と、低所得の被保険者が多い傾向は前年度と同様でございます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

次に、認定第7号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

下水道事業は、膨大な事業費と長い年月を要する事業であり、財政基盤の脆弱な当町にあっては財政フレームに基づく計画的な整備が必要であります。このため地域再生法に基づく地域再生計画を平成23年度から27年度までの後期計画についても認定を受け、汚水処理施設整備交付金の交付により、公共下水道及び市町村設置型浄化槽整備を計画的に進めてまいりました。

小河内処理区については、平成10年度より供用開始し、水洗化率も99.5%に達しており、奥多摩処理区については、平成18年度から27年度までの10カ年計画により整備を進め、計画どおり平成27年度末に全線が完了し、水洗化率は85.2%に達しております。今後も下水道への接続を推進してまいります。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

次に、認定第8号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

平成30年度の病院事業では、収益的収支においては2,139万4,000円の黒字となりま

した。また、資本的収支においては、病院内のトイレ改修工事、医療機器等の整備を行い、1,719万8,000円の支出を行いました。病院利用者の状況につきましては、1日平均入院患者数は22名で、前年度に比較して1名の減となりましたが、1日平均外来者数は54名で、前年度に比較して1,396名の増、1日平均6名の増となりました。

このような中、今後も医療圏人口の減少や多数の診療科のある総合病院への高度医療施行により患者数は減少するものと考えられますが、今後も経営の健全化を始め、地域医療の拠点としての役割を果たし、より一層のサービスに努め、住民の期待と信頼にこたえられる病院として引き続き努力をしております。

以上で、認定第8号の説明を終わります。

以上で、認定第1号から認定第8号までの一般会計、特別会計、企業会計全8会計につきまして、決算認定に伴う事業実施状況のご説明を申し上げます。審査に当たり、細部のご質問につきましては、それぞれの所管課長からお答えを申し上げます。慎重なご審議を賜りまして、ご認定をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長（澤本 幹男君） 以上で、本委員会に付託された全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、答弁、説明者をお願いします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によつては、歳出と関連する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために歳出のページを示した上で、歳出も含めて一括で答弁、説明をお願いします。

また、質問される委員をお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1回の質問につき3項目までとさせていただきます。答弁漏れなく、理解を深めるためにもご協力をお願いします。

それでは、認定第1号 平成30年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての歳入の質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。10番、村木征一委員。

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

1点教えていただきたいと思うんですけども、16ページ、市町村総合交付金でございますけれども、これはもう私から言うまでもなく、町長を始め、皆様方のご努力により毎年大きなお金をいただくわけですけども、これは東京都独自の制度ということでございまして、ほかの県ではない制度ということで、奥多摩町の命綱と言っても言い過ぎではないような金額を毎年もらっておりますけれども、もしわかりましたら参考に、西多摩の瑞穂、日の出、檜原の金額がもしわかりましたら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10 番、村木征一委員のご質問にお答え申し上げます。

決算書、一般会計でございますけれども、16 ページでございます。市町村総合交付金についてということで、西多摩郡他の町村の交付状況というお話でございます。奥多摩町につきましては決算書にも記載のとおりでございますけれども、合計で 15 億 8,384 万 6,000 円という多額の交付をいただいたところでございます。すべて平成 30 年度ということですが、瑞穂町が 8 億 5,809 万 2,000 円、日の出町が 8 億 6,196 万 6,000 円、檜原村が 9 億 5,181 万 6,000 円という状況でございます。

今申し上げたとおりでございまして、西多摩 4 町村の中で奥多摩のほう飛び抜けて交付をいただいているということでございますけれども、これはかねがね町長も申し上げておりますとおり、単に仕事と申しますか、歳出予算が多いからということではなくて、行政努力、例えば費用対効果もそうですけれども、職員数の部分、定員管理、あるいは給与、それからよく申し上げておるところですけれども、町税の徴収率等の向上と、こういった部分すべて総合的に判断をいただいた上での交付額となっております。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。6 番、石田芳英委員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

20 ページの財産収入の中の、財産運用収入ですけれども、この中に旧地上権貸地（昭石・山葵田等）26 件、約 2,300 万円収入がありますけれども、多分昭石さんへの収入が一番多いかなと思うんですけども、これの面積と金額を教えてくださいのと、2 点目としては、次の山葵田等の概要と申しますか、どのような内容かということと、3 点目は、関連なんですけど、36 ページに公共施設整備基金費として、この部分のお金が約 2,400 万円ほど積み立てておりますけど、この収入と支出の関係について伺いたします。お願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6 番、石田委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

3 点ほどございました。1 点目が 20 ページでございます。財産収入の部分でございます。この中で節が貸地料というところの中の旧地上権貸地ということで括弧で昭石・山葵田等となっております。金額がここで 2,320 万 4,830 円ということでございます。

1点目でございます。ご質問にありますように、昭和石材の部分が大きいのではないかとのことでございます。こちらにつきましては、もともと例の旧地上権設定地ということで、99カ年の貸地でございますところでございます。こちらについては既にすべて解消ということでございますけれども、平成21年の秋から通常の土地賃貸借ということで、昭和石材のほうへ町の土地を貸して事業用に使っていただいているという状況でございます。それで、面積のほうですけれども、小丹波字赤久奈786番地外というようなこととなりますけれども、合計で30万9,365平方メートルということでございます。坪でいきますと9万3,670坪というような広大な面積でございます。こちらのほうの金額が2,248万872円という年額でいただいているところでございます。

それから、2点目の部分、山葵田の関係ですけれども、こちらも基本的に旧地上権設定地の中の河川に近いところで山葵田を耕作されている方に引き続きお貸ししているという状況ですけれども、こちらが変動があるんですけども、20件前後というところでお貸しをしているような状況です。状況的には坪20円というような形でお貸ししているというような状況になっております。坪20円については月額という形になります。

それから、もう一点、3点目、36ページの公共施設整備基金費でございます。こちらの30年度の支出積立額は2,858万円ということでございますけれども、収入との関係というご質問であったかと思えます。こちらにつきましては、基本的に備考欄にございます公共施設の整備基金利子から旧地上権貸地料というところまで4点ほどそれぞれ項目がございますが、これが基本的には歳入の部分で収入を得たものを財源としまして、今後の公共施設の整備に充当していくために基金に積み立てているということで、基本的に皆さんからいただいた部分を一度基金に積み立てさせていただいて、町の公共施設の整備に充てていくというような内容になっております。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。4番、清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

まず、9ページの町税の部分です。不納欠損額、町税で約80万8,000円、収入未済額が約153万2,000円です。不納欠損というか、債権放棄とあとは滞納ということだと思いますけれども、徴収率が非常に高いということで、総合交付金にもそれが反映されているということで説明を伺って、町長のご挨拶にもございました。

それで、ここ二、三年ぐらいの傾向がわかれば、直近でも結構なんですけれども、ちょっとその辺の傾向といいますか、様子を教えていただきたいのが1点です。

それから、13 ページ、土木使用料の中の住宅使用料、収入未済が 25 万 2,600 円ということで、内訳では、町営住宅とか、若者向けの住宅ということで、過年度分も 36 万収入したという説明なんですけども、かなり優良物件を安い価格でお貸しして、少子化対策をやられているということなんですけども、ちょっとこの辺の収入未済が出てくる背景と伺いますか、この辺も、これが 2 点目ですけども、教えていただきたいと思います。

○委員長（澤本 幹男君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 4 番、清水委員の町税におけます未収金と不納欠損の内容、それから、ここ数年の傾向ということでご質問いただきましたので、まずそちらのほうを私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

未収金につきましては今、委員が申されたように 9 ページに記載してあります町税全体の未収金としましては 244 件、153 万 2,495 円で、前年と比較をしますと、件数で 175 件、額で 234 万 5,198 円という非常に大きな減少、少なくなっております、6 年連続で前年度の未収金よりも少なくなってきたということになっておりますが、その後も当然、この収納対策は実施をしておりますので、ここには記載をしておりますが、7 月末時点の未収金の状況、それから、年度末での不納欠損の状況というものを町税を含めまして特別会計分も入れて全体のご説明をさせていただきたいと思います。

この 7 月末時点で、町全体では 542 件、570 万 4,691 円となっております、前年 7 月との比較、同月分の比較で申し上げますと、件数ではマイナスの 293 件、額ではマイナス 387 万 8,526 円ということで、率に換算しますと、件数では 35%の減、額では 40%の減ということで非常に大きなものとなっております。

内訳につきましては、町税が 209 件、134 万 5,261 円、前年同月でマイナス 169 件、マイナス 193 万 5,421 円、使用料及び手数料につきましては 11 件、19 万 6,150 円、同様にマイナス 5 件、マイナス 3 万 7,100 円、うち住宅使用料が 10 件、18 万 7,700 円、し尿手数料が 1 件、8,450 円です。実費徴収金につきましては 8 件、3,500 円で、マイナス 6 件、マイナス 3,500 円となっております。

以上が 7 月末時点におけます一般会計の分で、合計で 228 件、154 万 4,910 円で、前年同月とはマイナス 183 件、マイナス 202 万 2,026 円となっております。

特別会計につきましてもあわせてご説明ということをさせていただきたいと思います。国民健康保険税につきましては同様に、82 件、156 万 8,100 円で、前年同月比でマイナス 54 件、マイナス 59 万 2,900 円、率にしますと 27%の減少、後期高齢につきましては 24 件、21 万 3,800 円で、マイナス 15 件、マイナス 62 万 4,300 円、介護保険料は 144 件、

108万9,800円で、マイナス41件、マイナス63万9,300円となっております。

徴収率につきましては、一般質問の際にも町長からご答弁を差し上げておりますが、99.7%ということで、内陸部の東京都の市町村では一番高い徴収率、島を入れましても2番目に高い徴収率ということで、職員とそれから公益財団法人の東京税務協会からの派遣職員によります丁寧な徴収によりまして、非常にいい成績を上げたということになっております。

次に、不納欠損についてですが、不納欠損につきましては、町全体で現年分が44件、13万5,719円、過年度分は183件、67万3,221円、合わせますと合計で227件、80万8,940円となりまして、前年度より件数ではプラスの77件となっておりますが、額では52万2,352円の減額となっております。

個別の内容としましては、町民税が6件、11万5,040円、前年比27件マイナスのマイナス35万9,352円、固定資産税につきましては213件、66万7,500円、前年度比で件数につきましてはプラス100件ということになりますが、額ではマイナス15万1,600円となっております。軽自動車税は8件、2万6,400円、特別会計は、国保税が27件、44万円、前年度比マイナス48件、マイナス75万6,000円、後期高齢者医療保険につきましては21件、66万8,200円、前年度比マイナス25件、マイナス1万4,000円、介護保険料につきましては102件、101万4,900円で、前年度比プラス18件、プラス26万4,900円ということになっております。

委員はご承知のことと存じますが、不納欠損につきましては地方税法15条の7によりまして、死亡、倒産あるいは生活保護になった場合等、また、5年間、料につきましては2年間ですが、時効消滅、そして執行停止というような理由がある場合について、これ以上徴収することができないということで不納欠損としていることとなっております。

そして、ここ数年の傾向というご質問でございますので、まず最初に未収金のほうから申し上げますと、5年前の平成26年のときには、町税の未収金の合計ですけれども、1,336万2,761円という非常に大きいものがございました。職員の努力によりまして、どんどん未収金の額が減っていき、30年度は150万円台までということで、9分の1近い額まで減らすことができているということです。

同様に、不納欠損につきましても、こちらさまざまな事由があった場合に行うものですので、こちらについては職員の努力ということではなくて実態ということになってきますが、例えば平成26年ですと176万8,000円ほどですが、翌27年については621万円ほどということで、28年は61万円、29年は133万円、そして30年が80万8,000円というこ

とで、上がったり下がったりというのを繰り返してはおりますが、基本的にはもともとの未収金というものの自体が少なくなってきたという事で、死亡等による不納欠損につきましても傾向としては少なくなってくるということですが、こちらただいま申し上げましたような不納欠損にすべき事由が発生した際に行うものでございますので、これは全体枠が小さくなっているという未収金の傾向によっているというようなお答えになると思いますので、そのようなご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 4番、清水委員の2点目のご質問、13ページということで住宅使用料の未収という部分でございます。お答えさせていただきたいと思っております。

平成30年度の住宅使用料の収入未済は5件でございます。内訳でございますが、公営栃久保住宅で2件の4カ月分で8万8,400円、公営日向住宅で3件の10カ月分で16万4,200円の合計25万2,600円となっております。

滞納者につきましては、2カ月分の滞納が発生した際、督促状の通知を行いまして、本人から連絡を受けまして、滞納が発生している状況等の自覚を促しております。支払い頻度を早め、滞納分を納付するよう指導するとともに、戸別の訪問も実施させていただいております。それでもお支払いが滞るといような場合につきましては、入居時の保証人の方にご相談をさせていただきまして対処しているところでございます。

それから、収入未済の発生の背景ということなんですが、お仕事を離職された方、また、健康上の問題等々ございまして、いろいろ生活に困窮されている方というような背景でございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、過年度分の収入につきましても触れておられましたので、そちらについてもご説明させていただきたいと思っております。

過年度分収入36万700円につきましては、平成29年度分の住宅使用料を収入したものでございます。内容でございますが、町営小河内住宅1件、2万円、それから町営栃久保第1住宅1件、2万4,000円、公営栃久保住宅3件、4万9,200円、公営日向住宅で16件、26万7,500円、合計21件につきまして収入をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の歳入の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤本 幹男君) 異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開とします。

午前10時59分休憩

午前11時14分再開

○委員長(澤本 幹男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出についての質疑を行います。歳出は、款別に幾つかに区切って行います。

初めに、款の1議会費、款の2総務費についての質疑を行います。質疑はありませんか。12番、須崎眞委員。

○12番(須崎 眞君) 12番、須崎です。

36ページなんですけど、総務費の地域おこし協力隊について事業内容と、また、どのような成果があらわれているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしく願いいたします。

○委員長(澤本 幹男君) 観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) 12番、須崎委員からのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の活動と効果というようにご質問だと思います。地域おこし協力隊につきましても、現在3名の方が協力隊として活動しておりまして、一般財団法人小河北振興財団を拠点として活動していただいております。

大きな目標といたしましては、小河北地区の振興ということになりますけれども、個々には鶴の湯温泉の新たな販路開拓を含めたさらなる活用として、自ら足湯キットを作成いたしましたして、町内外のイベントに参加し、鶴の湯温泉のPRを行うとともに、専門業者による鶴の湯温泉の成分分析を行いまして、温泉の素、小河北の湯というものを完成させまして、現在、観光案内所や水と緑のふれあい館などで販売をし、観光客の皆様から好評をいただいております。今後、鶴の湯温泉を配湯している旅館とかそういうところにも置いていただくように、今営業をかけているというお話を聞いております。

また、峰谷川溪流釣場の管理運営補助では、土・日・月の営業の補助を行うとともに、今年度に増刷をさせていただきました奥多摩溪流釣場のパンフレットになりますが、こちらの釣場の原稿作成や、SNSによる施設のPR、また、各種お知らせを担当するなど、

新たな視点を持って営業にかかわりを持っていただいております。このことによって集客が伸びているというような報告もいただいております。

また、小河内地区の観光振興の支援、特産品の開発というメニューでは、かつて峰谷川溪流釣場でつくっておいりました魚醤の復活について研究をし、試作品を作成するだけでなく、許認可関係や必要経費など細かな調査を実施し、現在、商品化に向けた取り組みを行っております。

また、新たな事業の展開として、スプラウトニンニクなどの水耕栽培について、実際に水耕栽培ファームの見学を行い、その可能性についても検討を進めているところでございます。

そのほかにもRVパークの可能性やエミューの飼育、商品展開など、先進地視察や研修の受講を行いながら新たな事業の可能性も探っているところでございます。

また、3人がそれぞれの特徴を生かし、小河内地区だけでなく、奥多摩全体の振興を本気で考えており、地域おこし協力隊の活動期間後を見据え、狩猟免許を取得し、猟友会に加入、有害鳥獣駆除の活動にも従事しているところでございます。

また、民泊や食品衛生責任者の資格も取得しまして、ゆるい移住というテーマに、定住対策に関与しているところでございます。民泊につきましては、8月の宿泊者数が33人という状況でございます。

また、3人ともツイッターなどのSNSを活用した情報発信を積極的に行っているところでございます。

3人とも将来を見据えた活動を展開していると同時に、地元の消防団に入団をし、先日の操法大会でも選手として活躍をしております。また、地域のお祭りへの参加、地域包括支援センターとの連携した集いの場、小河内コミュニティご飯の会の開催など、地域に溶け込んだ活動をしているところでございます。3人が3人、それぞれの特徴を生かしながら、新たなお土産品の開発、小河内の湯だとか、魚醤の復活というようなところ、また、狩猟免許を取得して有害鳥獣駆除に活動しているというようなところから、3人ともそれぞれの視点で新たな視点を持ちながら活動しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

今の地域おこし協力隊員に関連しまして、報酬が3人で561万6,000円ということで、月額20万ちょっとというところで、普通の一般の職員さんに比べると安いと思うんで

すが、住居費とかそういうところを払っていると、かなり厳しいのではないかなと思うんですが、そういう住居費とか、他のかかるものについてはどういうふうに町としてはやっているのか教えてください。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、大澤委員さんのご質問にお答え申し上げます。

35 ページから 36 ページにかけてということで、地域活動協力事業費の関係でございます。節 01 の報酬の部分 561 万 6,000 円ということで、こちらが協力隊員 3 人分の報酬でございます。月額にしますと、1 人当たり 20 万 8,000 円ということでございます。こちら一般的な感覚からすると安いのではないかというお話でございますけれども、これにつきましては国の制度ということで、予算のときも若干申し上げたかと思うんですが、上限額が決まっております。檜原さんあたりですと、これよりもさらに低い 16 万円台というようなことなんですけど、町のほうは上限ぎりぎりまでということで、この金額であっても、いわゆるマックスの数字で報酬をお支払いしているという状況でございます。

それから、そのほかに例えば住居費の関係、あるいは保険の関係ということもあろうかと思えます。この部分については、公的な部分ということもございまして、保険もこちらにありますように、保険料は町の公費負担分も支払いをしているということ、それから、住まいの関係なんですけども、こちらにつきましても町のほうですべて面倒見ているということで、隊員のほうの負担はないというような状況であります。こちらの各経費については特別交付税、これも国の制度ですけれども、こちらのほうで基本的に 100%いただいて運営をしているというような状況でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（澤本 幹男君） 6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

32 ページの広報費のところの使用料及び賃借料の中の時事通信 i J AMP ライセンス使用料ということで 64 万 8,000 円支払いがなされていますけれども、この i J AMP の行政情報はどのような面で活用されているのかというのが 1 点と、議会でもタブレットが導入されまして、いろんな行政情報が必要になってくるかなと思うんですけれども、これはタブレットで検索できるようになるのかどうかというのを 2 点お伺いいたします。

○委員長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、石田委員のご質問にお答えいたします。

時事通信 i J AMP のライセンス使用料でございます。こちら 64 万 8,000 円ということでございますけれども、こちらは中央省庁や地方自治体の動向を毎日速報として情報を

いただいているものでございます。官庁速報ということで掲載をされております。

こちらにつきましては理事者と管理職という形で見えることができます。これらの情報、毎日配信されておりますので、国、また都、その他の県含めて、こういういろいろな情報が送られてくるという内容でございます。

タブレットにつきましてはですけども、こちらについては、今後の検討になるかとは思いますが、議員さんの皆様にその情報を活用できるかというのは今後の検討になると思います。理事者、管理職については、こちらタブレットでも見られるようになるという今の状況では予定をしております。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありますか。4番、清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

同じページの32ページです。財政管理費の中の委託料、ふるさと納税業務委託、支出が29万8,495円のちょっとと内容と、これは既に歳入のほうで、21ページでふるさと納税が42万5,000円ということで、収入の割合に委託料がちょっと多いのかどうかというのがちょっと気になるんですけども。このふるさと納税業務委託の内容と、以前に寄付の3分の1ですか、上限、それで、あれはNHKの報道の中で、奥多摩ではそんなに費用はかけていないと。もえぎの湯の件は無料だということでNHKで流れていました。それで、第三セクターも株式会社ということで独立した会社ですので、果たしてそういうところのサービスに対して無料というのがこれからも続くのかどうかという、その辺のことも含めて2点ほどお伺いしたいと思います。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

32ページの財政管理費の部分でございます。委託料ということで、ふるさと納税業務委託ということで、30年度の支出額が29万8,495円ということでございます。こちらにつきましては、奥多摩観光協会へ委託ということでございまして、返礼品の調達及び送付事務をしていただいております。また、手数料も10%含むということでございます。こちらの金額と、歳入のほうの寄付でいきますと21ページというところで寄付金の項目がございまして、こちらの割合に対して高いのではないかというようなお話をいただきました。金額のほうですけども、ふるさと納税寄付金が一般分から森林セラピー寄付金までということで、合計では80万円というようなことになります。こちらの部分なん

ですけど、これも当初から協会にお願いしているということで、あくまでも大きい収入があるところは、かなりふるさと納税の寄付金自体を歳入の財源としていろいろな事業に充当するというようなこともされているようでございますけども、町の場合はまずは奥多摩を知っていただくというようなどころからスタートをしております。したがって、収入のいわゆる手当てになるような金額はいただけるのは望ましいところではありますが、現状としてはPRを中心にして、また、町の特産品等を送ることによって、二次的に奥多摩への誘客を高めるというような観点で行っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、国の制度ということで、いただいたお金の3分の1以内の返礼品にしないというような国の法律のほうも今年変わりましたが、これにつきまして、もえぎの湯の以前は招待券をお配りしていたということですが、町の調達価格は0円だったわけですが、国の考え方によると、調達価格は0円でも、実際に使う側でいくと、それなりにお金がかかるということで、その部分が3割を超えるというようなことで指導がございました関係で、現在は、もえぎの湯だけ招待券だけをお渡しするというのではなくして、ほかの物品とあわせて返礼品が3割以内ということで見直しを図ったのはご承知のとおりでございます。

ご質問の中で、第三セクターの奥多摩総合開発から調達しているということで、これが今後もサービスが続くのかというようなお話をいただきました。現状におきましては、この部分について、例えば総合開発の経営を圧迫しているのかとかいう部分は、お話をいただいておりますので、今後も続いていただけるというふうに思っております。

また、もえぎの湯の招待券を返礼品として使わせていただいているというのも冒頭申し上げましたように、基本的には、もえぎの湯に入ってください、またそこでできれば食事をしていただくとか、二次的な利用も含めてというようなこちらの考えもでございますので、そういう点で、現在、奥多摩総合開発のほうもご理解をいただいてサービスが継続できているというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

38 ページの諸費で、町税の過年度還付金ということで、今回合計 343 万 2,000 円ほど還付となっておりますけども、この内容はどのような内容か、お聞かせください。

○委員長（澤本 幹男君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6番、石田委員の町税過年度還付金の内容についてのご質

間ということですが、まず、過年度還付金の合計金額につきましては 343 万 2,664 円ということになります。内訳としましては、個人町民税、こちらが 84 万 9,764 円、そして、法人町民税が 258 万 2,900 円ということで、法人と個人の町民税ですが、その多くが法人町民税となっております。

その理由については、歳入のほうの法人税のほうでも結果は出ていると思うんですけども、法人につきましては、過年度分についてまず予定納付ということで、前々年度の課税の2分の1に相当する額をあらかじめ納付しておくというような制度でございますが、そこからその当年度の事業ですとか、収入が落ち込んだということで下回ったために、それを過年度分として還付するというので、大きな還付が出てきているということです。個人町民税のほうについては、例えば扶養親族等が増えたですとか、そういったさまざまなことによって変わってきますので、こちらは一律ということではありませんが、法人町民税につきましては所得が減ったために、過年度分を還付する状況が多く発生したということでございます。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） 2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

33 ページの企画費のバス路線維持対策費補助金で、今年も約 5,862 万円という大きなお金が使われていますけども、これに対して都からの補助金というか、補助の含まれるものはありますか。

もう一つ、その下のページの 34 ページのわさびーエア着ぐるみというものの説明と、制作するに至る経緯というか、説明いただければ、お願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、大澤委員さんのからのご質問にお答え申し上げます。

1 点目が 33 ページの企画費、19 の負担金・補助及び交付金というところの備考欄 1 行目でございますバス路線維持対策費の補助金 5,800 万円を超える補助を出しているという部分でございます。この中で、この制度なんですけども、金額のうち、いわゆる国補助路線と町単独路線というのがございまして、国補助路線は、いわゆる丹波や小菅のほうまで通っている、奥多摩町単一の自治体では完結しない路線というところがございます。これが国補助なんですけれども、この部分で、町からの支出額というところが 345 万 305 円というようなことでございます。引き算をしまして、残りの 5,517 万 4,000 円、こちらが町

単独の町内の路線の経費ということでございます。質問の中に都補助があるのかというようなお話でございますけど、国は 20 分の 9 出しているんですけれども、都は出していません。所管課としては都市整備局というところになるんですけれども、こちらではこういった補助の予算は持っておりません。国の制度自体が国と自治体というような考え方のもとであるかと思うんですけれども、町としまして、東京都の町村会の要望年に 1 回、次年度の予算編成に対して東京都さんに要望を出すものなんですけれども、その中では毎年、やはり過疎地域ということで、東京都としても新たにその財源負担をお願いしますという、してほしいということで要望は上げているところなんですけど、なかなか現実的には予算措置がされないというような状況になっております。昨年と比べると、またちょっと増えてきているという状況がございますけれども、町内の中では、やはり日原や大丹波方面は、西東京バスの話によると、かなり好調だったということがあります。

ただ、かつても申し上げたかと思うんですが、この年度の捉え方が、西東京バスの決算のスタートが 10 月から翌年の 9 月ということでちょっとずれるんですね。その前年でいくと雲取イヤーの 2017 年という部分もあったりして、まだその影響が残っていたんですけども、ここでそこは完全に終息したということで、若干そこが落ちたというような話もございます。

町としてもその辺の負担を減らしていきたいという話の中で、実は小菅の湯のほうの路線が開通当初は非常ににぎわって、利用客も多かったということなんですけれども、やはり数年たってそこが落ちてきてしまったということで、余りこれも落ち過ぎると、逆に今度、国の補助金につかない状況にもなりかねないということで、逆に鴨沢西線のほうが少し減ったといっても、それは全体としては大きい収入源でありますので、逆にその小菅の湯の部分を留浦経由というような形にしたりすることによって、町単独だった部分の留浦線ではなくて小菅の湯線にすることで、町の負担を減らしていくというのが今年のテーマでありまして、小菅村さんもその部分はバスがなくなってしまうと困るということで、了解を得ていますので、その辺で負担を減らしていったりというふうには考えているところでございます。

それから、2 点目でございます。34 ページ、企画事業費のほうでございます。13 の委託料のところ備考欄 1 行目、わさびーエア着ぐるみの制作委託ということで、この内容をということでございます。こちらにつきましては、事務報告書にもあるんですが、34 ページのほうに記載がございまして、ちょっと文章だけなのでなかなかちょっとお目にしにくかったかなと思うんですけれども、経緯の関係なんですけども、着ぐるみ既にかねて

から2体用意してあるんですけども、非常にあれを着ると暑いんですね。ここにあるように、夏季等の気温の高い環境での使用を可能にすること及び貸し出しやメンテナンスに係る配送コストを圧縮することを目的としてということで、エア膨張式の着ぐるみを作成したんです。以前のものは他県で作成したもの、関西のほうで作成したというふうに聞いているんですけど、なので、いろいろと不都合もあったりしまして、現在は他県ではあるんですけども、飯能のほうでつくっていただくものです。今のはエア式なので、使わないときはバッグの中にコンパクトにしまえたりするんです。着るときもバッテリーを積んで、送風ファンがあって、それで中を膨らまして、なおかつ中にいる人を涼しく保つというような方式にして、夏場は大分快適になってきたということもあります。かつて職員も入って、ちょっと熱中症になっちゃったなんていうこともありましたので、ちょっと金額は85万5,900円ということで使わせていただきましたけども、有効な活用を図っておりますので、ご報告とさせていただきます。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） 7番、宮野亨委員。

○7番（宮野 亨君） 33ページ、先ほどバス路線のところなんですけど、前、5,000万ぐらい西東京バスのほうに補助金を出していると聞いていて、中学校統合になってから、この予算がこれだけ増えたのかどうかの確認をしたいんです。よろしくお願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、宮野委員さんのご質問にお答え申し上げます。

33ページ、バス路線維持対策費の補助金というところで、かつて27年4月から今の奥多摩中学校ということで古里中学校と氷川中学校が統合され、現在に至るという状況でございます。

この当時から、生徒の通学等を考慮してということで、西東京バスと町のほうも協議を重ねまして、路線の変更、あるいは時間の変更ということをしていただきました。その後、実績の部分で補助金で一番高くなったのは6,200万円程度というようなときがありました。その後も、当初予算のほうでは5,000万円ということで毎年措置をさせていただいているんですけど、結果、実績決算のほうでは5,500万円から6,000万円の間というところで推移をしているのが実態でございます。

その後も5,000万円を超えているという部分なんですけども、やはり単純に路線での収入のことだけではなくて、例えば途中で、いわゆるバスも機械ものなので、車両の入れかえをすとか、それからあとはバス車体そのものが大丈夫でも、いわゆる料金の精算機械

とかを近年になると入れ替えるとか、あと、燃料費のほうもリッター1円の部分で、かなり大きいお金が西東京バス全体としては年額では動く、何千万になるというような話もありますので、そういうところに左右されて、どうしてもちょっと現状としては5,000万円ではおさまらなくなってきたというところがございます。

ただ、だからといって最初から当初予算で実績見合いの五千数百万円を計上しないのかという声も一部あるかと思うんですけど、そこについてはやはり町としましても西東京バスへの経営努力という部分を促していきたいということもございまして、5,000万円というところで措置させていただいております。

したがいまして、戻りますけれども、その後の統合以降も、会社の実態、あるいは燃料費の高騰等によって5,000万円を超えるような補助金を出させていただいているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（澤本 幹男君） 9番、原島幸次委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

1点お聞きしたいんですが、36ページの（3）の公共施設整備基金費の中の備考欄の4行目にあります旧地上権貸地料等で2,470万9,000円、この辺についてちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、原島委員さんのご質問にお答え申し上げます。

36ページ、基金運用費の部分でございます。この中の（03）公共施設整備基金費でございます。ここの決算につきましては積立金ということで2,858万円を積み立てたということでございますけれども、備考欄の4行目、旧地上権貸地料等ということで2,400万円を超えるというところがございます。こちらにつきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただいたところですが、歳入のほうの財産収入の項目が20ページになります。ここの中で旧地上権の部分と申しますと、財産貸付収入の中の貸地料で、先ほど昭石、山葵田というようなお話があったと思うんですけども、この部分が2,320万4,830円ということが主なものになりますけれども、このほかにも、ちょっとここでは表示はしてありませんけれども、その他の貸家料、あるいは貸地料というようなところも公共施設整備基金費のほうへ使用料も含めてですけれども、回しております。ほかには観光施設関係の使用料などをいただいているところは、逆に観光施設の整備基金というようなことで、その目的によって収入でいただいたものを各目的別の整備基金費のほうへ積み立てる原資に、もとにしているという状況でございます。ご理解のほうよろしくお願申し上げます。

○委員長（澤本 幹男君） 9番、原島幸次委員。

○9番（原島 幸次君） 今の関係でちょっともう一回お聞きたいんですが、これは地上権が全部設定してあるわけですか。地上権の設定がどうなっているのか。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、原島委員さんの再質問にお答え申し上げます。

旧地上権ということですので、現在は地上権ではありません。地上権については、平成21年11月に切れたということで、その後、町のほうで登記上の抹消手続をずっと進めていまして、これが既に解消したというところは全員協議会等でもお知らせをしたところがございますので、旧地上権等という表現にはさせていただいておりますけれども、旧地上権ではなく、現状は通常の土地賃貸借契約というようなことで普通財産でありますので、収入をいただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の1議会費、款の2総務費の質疑を終結します。

次に、款の3民生費、款の4衛生費についての質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

衛生費のほうで質問させてください。66ページです。衛生費の予防費に当たります。その中で、保健推進活動事業費補助金についてなんですけども、昨年度30年度は、事業件数が21件、すべての自治会、21の自治会すべてで事業を実施しているということをお聞きしました。自分は前々から、この保健推進活動というのは、非常に奥多摩町の中で大切な、重要な活動であるというふうに思っています。健康づくりというだけじゃなくて、住民の人の交流だとか、地域づくりにまで貢献しているのかなというふうに思っています。

それで、自分は重要な活動を非常に位置づけとしては重く見ているんですけど、町のほうでは、この保健推進活動をどのような位置づけというんですかね、どの程度重要に見ているかどうか。できれば今後、この活動をどういうふうに広げていくかというところまで、もしあればちょっと教えてください。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 8 番、高橋委員さんの質問にお答えいたします。

保健推進活動事業ということで、延べ 809 名の方が参加されまして、前年度は行われているわけなんですけど、こちらにつきましては、もちろん町の保健師とか看護師も参加されています。そういった中で、その時に合った、例えば熱中症の話とかそういったお話をしたり、認知症の関係のお話もしたりしています。健康寿命ということもありまして、奥多摩町におきましては、全国や東京を大きく上回るスピードで少子高齢化等も進行していることから、医療費や介護費の増加なども懸念される場所でもありますので、こういった保健推進活動、健康活動を通じまして、今後、地域生活における負担が増大することのないよう町全体で取り組んでいきたいと思っております。

今後につきましては、ここで第 3 期の奥多摩町健康増進計画及び第 3 期の食育推進計画、この 2 つを基本に住民と接しながら、皆さんが全体で元気づくりを推進していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。5 番、小峰陽一委員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。51 ページの白丸デイサービスセンター管理委託の内容と、次の森の時計の給湯器更新工事、ちょっと高額な工事になっていますので、その辺の内容と、その次のページの人にやさしい道づくり整備工事の実施状況がわかりましたら教えてください。

○委員長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 5 番、小峰委員さんの質問にお答えいたします。

まず、1 つ目の白丸デイサービスセンターの管理委託の内容ということなんですけど、こちらは指定管理者制度に基づきまして年度契約を結んでおりまして、そのときの委託料となっております。こちらは今現在は 4 月から 6 月まではデイサービスを行っていたわけなんですけど、採算が合わないということで、7 月から白丸デイサービスセンターでは予防デイサービスを行っている状況です。こちらにつきましては、先ほどお話しました介護保険料給付費の増大ということも懸念される場所から、予防のほうに力を入れまして、予防デイサービスということで、機能訓練を主としましたサービスを行っている状況であります。

そして、2 番目のご質問の森の時計の給湯器の更新工事なんですけど、こちらにつきましては、森の時計の給湯器が、森の時計ができてから 13 年たっておりまして、昨年途中から業者のほうで、修繕するにしても部品がないということで老朽化しているということ

で、昨年工事を行ったものでございます。さらにここで補正予算で上げさせていただきましたが、この給湯器に付随する配管も老朽化しているということで、そちらの工事も実施する予定であります。

それと、3点目の人にやさしい道づくり整備工事なんですが、事務報告のほうにも載せてございますが、昨年度は5件の工事を行っております。主に、手すりの設置が主としまして、そのほかに転落防止柵、そして階段の補修等を行っております。事業費合計で462万782円ということで、自治会から出てきたものを精査しまして実施しておる事業でございます。また、今年度につきましても6件の申請が今出ておりまして、精査してこれから行う予定をしております。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○委員長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳出の款の3民生費、款の4衛生費の質疑を行います。質疑はありますか。5番、小峰陽一委員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

先ほどちょっとお聞きした白丸デイサービスの管理委託の内容なんですけど、4月から6月までと7月以降は何か内容が変わったように聞いたんですけど、それでよろしいですか。その4月、6月の内容の人たちの対応というのは支障はありますか。

○委員長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 5番、小峰委員さんの質問にお答えいたします。

4月から6月まではデイサービス、主にお風呂に入れる介護のデイサービスと、あと予防デイサービスといいまして、先ほども申し上げましたが、機能訓練等をする介護度が低い方の予防デイサービスを行っております。7月から、グリーンウッドの経営が苦しいということで、予防デイサービスのほうに特化して7月から森の時計のほうで行っております。それにつきまして、社会福祉協議会のほうと相談しまして、保健福祉センターの隣

にあります高齢者在宅サービスセンターのほうでデイサービスをやっております。

また、社会福祉協議会で行っていますデイサービスも、近年、在宅の方が直接デイサービスを利用しないで老人ホームに入ってしまうという状況があったものですから、人数が大分減っていきまして、社会福祉協議会で行っていますデイサービスにつきましても経営が苦しいということで、共倒れになるということで一本にして行っている状況であります。

当初は、やはり待機というか、利用できない方がいたわけなんですけど、現在は何とかやりくりして高齢者在宅サービスセンターのほうで行っている状況でございます。そちらのほうも去年の数字ですと、在宅サービスセンターのほうで12コマ幾つかの平均の数字ということで、また、グリーンウッドのほうは7点台の利用者ということで、お互いに共倒れになってしまうということで、一本化した状況でございます。

現在のところは、私どもの地域包括支援センターの職員と連絡等とりながら各施設を利用するような形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

衛生費 68 ページの健康診断に関しまして、事務報告書によりますと、特定健診のほうは受診率が若干向上したということでしたが、胃がん検診ですとか、子宮がんとか、乳がんとか、大腸がんとか、そういうものに関しては依然1けた台ぐらいの受診率だと思います。私も友人が32歳で膵臓がんで亡くなって、それもおなかが痛いというので10月に病院に行ったら、もう12月に亡くなっちゃったということ、若いうちに、何でもないときに健診するというのは非常に重要だと思いますが、そういう意味で、健診の受診率を上げるためにいろんな工夫が必要だと思うんです。痛くないとやっぱり受診に行かないし、私も乳がん検診とか受けられる、もう2年以上たっているのに受けられるんですが、忙しくてなかなか足が向かないというのがありますので、何かしらイベントに絡めて行ったりとか、直接連絡をして、いついつありますよと言うとか、ちょっときめの細かいお誘いとかが必要だと思うんですけども、そういった対策をとる予定とかそういうものがありましたらよろしくをお願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、大澤由香里委員さんの質問にお答えいたします。

質問のほうでもありましたとおり、特定健診につきましてはここで7月から青梅市の医療機関に、35医療機関に頼みましてできるようにしております。

そういったことで、特定健診のほうについては、そういった形で行っているわけなんです。胃がん検診、それぞれがんの検診につきましては、今後、機会あるごとに保健師、それから看護師等の訪問事業、また、先ほどありました保健推進員の活動等のときを通じましてPR等を行ってまいりたいと思います。

また、広報をはじめ、いろいろなチラシも作成していますので、今言ったように機会あるごとにこれから検診率上げるために鋭意努力して努めていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。8番、高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

やはり衛生費のほうで2点ばかり質問させてください。ページのほうが75から76にかけて、ごみ処理事業費のところなんですけど、2点質問させていただきます。

1点目は、ごみの排出量についてですけども、昨年度、可燃ごみに限ってなんですけど、若干増えている、23トンの増と。増加の要因として、定住化対策とか、あるいは空家整理に伴う持ち込み増によるものだというふうに事務報告書等には書いてあるんですけど、自分も個人的に、毎日のことなんですけど、必ずごみは出ます。特に生ごみが、台所の生ごみをどうしたら減らせるかなということ、町のほうもコンポスターですか、あと電気式生ごみ処理機に補助を出して、購入した方に補助を出すからということ、勧められているんですけど、27年度以降、そんなに購入の数が多くないようなんです。27年度以降見ますと、1年間に2から3基ぐらい。それから、電気式のほうは27年度以降が1基のみということで、まだまだ自分もそうですけど、購入まで至っていないんですけど、やはり生ごみの減量ということ、それからもう一つは、生ごみも含めた可燃ごみのもうちょっと減量、各家庭での減量はもっと町のほうでPRするなりして取り組んでほしいなというふうに思っていますけど、その辺の町の取り組みについてが1点。

それから、もう一件は、庭だとか畑の草の処理、ちょうど今の時期、また草がとっても、とってもまた後から生えるような状況で、特に畑やっている方は大変だなと思うんですよ。それで、よくごみステーション見ますと、指定されたごみ袋に入れて大量に結構出しているときがあるんですね。それも袋1つ、2つということじゃなくて、結構な量、重さはそんなにないと思うんですけど、量的にはすごい大量の草がごみステーションにあるんですが、やはり有料となると結構大変じゃないかなと。だから、草に関しては無料でもいいのかなということを感じています。聞いた話ですと、どこかよその、よそといっても西多摩の羽村とか福生と言っていましたっけかね。無料で処理してくれているんだよというような話

も聞いたんですけど、その辺、町のほうでどう考えているか。2件お願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1点目のごみの関係でございます。平成30年度のごみの排出量につきましては、29年度の1,857トンに対しまして1,890トンとなりまして、33トンの増加と。前年度比1.8%の増加という結果でございます。可燃ごみにつきましては23トンの増加で、前年度比1.7%の増加、また、不燃につきましては2トンの増加で、前年度比6.1%の増加、粗大ごみについては6トンの増加で前年比9.4%の増加という実績でございます。

ごみの排出量の増加の要因につきましては、先ほど委員からもお話ございましたが、一般家庭や事業所から排出されます可燃ごみ、不燃ごみを含めた一般ごみの増加というものだけではなくて、町内に点在してございます空家の整理に伴いまして発生する不用物について個人的に処分をされたもの、または、家屋を町に寄付していただくということに際しまして、シルバー人材センター等を介しましてクリーンセンターへ持ち込まれた持ち込みごみの増加によるものと推察されてございます。

町内の空家の軒数は毎年増加傾向ということでございますので、今後、クリーンセンターで取り扱う年間のごみの排出量につきましては30年度と同様に推移していくのではないかなということ考えております。

ごみの減量に向けた取り組みといたしましては、廃棄物等減量推進員皆様にもご協力をいただきながら、広報おくたまや、町ホームページ、また、防災行政無線等で町のごみの排出量の状況や、それから、1人当たりのごみの排出量の状況など、こちらにつきまして住民皆様にお知らせをさせていただいたり、また、お話もございましたごみ処理機ということで、生ごみ処理機の購入補助金の制度もございますので、こういったものを住民皆様にご紹介をさせていただきまして、3Rの活動ということで、リデュース・リユース・リサイクル、こちらを推進させていただきまして、今後ごみの減量に努めてまいりたいというふうに考えてございます。ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

それから、2点目でございます。庭の手入れ等で発生する草木のお話でございます。庭木の手入れや草刈り、草取り等で発生します枝葉等につきましては、分別区分といたしましては可燃ごみということで取り扱いをさせていただいております。細かな枝ですとかそういうものについては袋を破ってしまうというようなことで扱づらい部分等もございますが、基本的には最終的に西秋川衛生組合で処理をしているということで、他の町村も

同様に対応いただいておりますので、ご提案のありました草の処理についての無料化というふうなことにつきましても今後の課題とさせていただきたいということで考えてございます。

また、平成 31 年 4 月から、ごみの出し方ガイドブック、こちらに追記をさせていただいておるんですが、枝の太さが 15 センチまでで長さが 1 メートル、束にしたとき 1 束の直径が 50 センチ以下のものであれば粗大ごみとして取り扱いをさせていただくということで、こちらについてはクリーンセンターへご連絡をいただきまして、引き取り予約、または持ち込み予約等していただきまして、200 円の料金で処分が可能ということでございますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 3 民生費、款の 4 衛生費の質疑を終結します。

お諮りします。本日の審査はこれまでとし、この続きは明日 9 月 18 日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、この続きは明日 9 月 18 日に行うことに決定しました。

なお、明日は午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 15 分散会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長